

岐阜大学教育学部美術教育同窓会規約

第1章

(名称及び事務局)

第1条 本会は岐阜大学教育学部美術教育同窓会といい、事務局を事務局長が所属する機関に置く。

(目的)

第2条 本会は、岐阜大学学芸学部及び教育学部美術工芸学科・美術教育講座の卒業生（修了生）が同窓生相互の理解と親和を図ると共に、美術文化及び美術教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 同窓生相互の連携と連帯意識を高める活動をする。
- (2) 美術文化及び美術教育の振興を図る団体との連携を図る。

(運営方針)

第4条 本会の運営にあたっては、次の方針に従って活動する。

- (1) 同窓会員による自主的な団体として活動する。
- (2) 美術文化振興及び美術教育研究団体、あるいは営利・宗教・政治等を目的とする団体からの支配的な干渉は受けない。
- (3) 第2条の目的を達成するための必要な援助・協力活動をする。

第2章 会員

第5条 本会は、岐阜大学学芸学部及び教育学部美術工芸学科・美術教育講座の卒業生（修了生）で構成する。

第6条 会員は、全て平等の権利を有する。

第3章 会計

(経費)

第7条 本会の経費は、終身会費・寄付金・その他版權等を有する正規な事業の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第8条 会費は、終身会費（就業年次の給料基準による率）を入会金とし、必要な事業を行う場合については、特別会費を徴収することができる。

第4章 役員・顧問

(役員)

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名（支部長）
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 若干名
- (5) 会計 若干名

(任期)

第10条 役員の任期は1カ年とする。ただし、再任は妨げない。

(任務)

第11条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは任務を代行すると共に支部会員を統括する。
- (3) 事務局長は、事務局を代表し、会務を執行する。
- (4) 書記は、庶務を処理し記録を取る。
- (5) 会計は、会計経理を掌る。

(顧問)

第12条 本会は、岐阜大学教育学部美術教育講座の教官ならびに会長歴代者を顧問としておくことができる。顧問は議決権を有しない。

第5章 会計監査

(会計監査委員)

第13条 本会の会計を監査するため、会計監査委員を置く。

(任務と構成並び任期)

第14条 会計監査委員の構成及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会計処理を必要に応じて監査し、会報等により報告する。
- (2) 委員の数は1名とし、任期は1カ年とする。再任を妨げない。

第6章 評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、年次代表者をもって構成し、必要事項があれば会長が招集する。

(議決)

第16条 評議員会の議決は、出席の会員の過半数の同意（委任状を含む）を必要とする。

第7章 本部役員会

(本部役員会)

第17条 本部役員会は、会長・副会長・事務局長・書記・会計及び会計監査をもって構成し、会長はこれを招集する。会務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算の立案と執行を行う。
- (2) 美術文化及び美術教育の振興を図る団体と連携した活動を行う。

第8章

(会則の改正)

第18条 本会の会則の改正は、評議員会において出席者全員の3分の2以上の賛成（委嘱状を含む）を得なければならない。

平成30年12月16日 改正